## 自家用自動車通勤手当計算 基準

## 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日	作成者	承 認 日
1	初版	H24. 1. 1	総務部	

## 自家用自動車通勤手当計算基準

規程番号 0802-0104-01-基 制定日 2012年 1月 1日 改正日 年 月 日

- 1. 燃料費単価、車両管理費計算のための基準
  - (1) 1か月の通勤日数は21日とする。
  - (2) 計算に使用する車両(基準車両) は次のとおり。

排気量	1, 500cc	
燃料	レギュラーガソリン	
燃料1~~3~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~	1 2 k m	

- (3) レギュラーガソリンの価格は三重交通商事株式会社が提示した毎月1日現在の価格とする。
- (4) エンジンオイル
  - ・単価は県下JAの4月1日における平均価格(消費税込)とする。
  - ・通勤距離が往復30km (1か月630km) で3,000km走行毎に3.5%を交換するものとする。
- (5) JA共済において無事故である場合の15年間の掛金合計額とする。
- 2. 燃料費単価の計算

燃料費単価 = レギュラーガソリン1 %の価格 ÷ 12km × 21日 × 2 (往復) (10円未満の端数は切り上げ)

3. 車両管理費の計算

エンジンオイルおよび任意共済掛金の月額相当額の合計とする。

(10円未満の端数は切り上げ)

(1) エンジンオイル代 (月額)

1%当たり単価  $\times$  3.5% ÷ 4.76か月 $^*$   $\times$  (1/2)  $^*$ 3,000km÷630kmの小数点以下第3位を四捨五入

(2) 任意共済掛金 (月額)

15年間の掛金合計額 ÷ 15年 ÷ 12か月 × (1/2)